

原発県民投票条例の直接請求に至るまでの手続き過程

- 3月 県経営管理部・自治行政課との事前協議。自治行政課が作成された『直接請求制度の概要』に基づき、自治行政課の指導と助言を受けて、条例案を含む関連書類を作成。条例案に関しては、「**条例の制定案は法制執務的観点からみて、完全である必要はなく、立法技術上の多少の不備は問わず、形式が一応整備されて足りると解されている。**」（『直接請求制度の概要』P3）に従って作成。
- 4月27日 県条例制定請求書と条例制定請求代表者証明書交付申請書を、条例案を含む関連書類と共に、県危機管理部・原子力安全対策課に提出。提出された書類は、自治行政課に回され、審査を受ける。
- 5月11日 提出書類には、法的不備などはなく、適正・適法であるとして、県知事名での条例制定請求代表者証明書の交付を受ける。
- 7月23日 各市町区の選挙管理委員会に、署名簿を提出。審査を受ける。
- 8月11日 各市町区すべての選挙管理委員会での審査が終了。署名収集過程を含めて適正・適法であると、各市町区の選挙管理委員会が認定をされて、有効署名者数が確定。
- 8月27日 署名簿を、原子力安全対策課に提出し、条例制定の直接請求を行う。
- 8月28日 手続きは適正・適法であるとして県知事名での受理通知書の交付を受ける。

当会としましては、県経営管理部・自治行政課が作成された『直接請求制度の概要』に基づき、自治行政課の指導と助言を受けて、一連の請求手続きを適正・適法に行ってまいりました。

この手続き過程に法的不備などは一切存在しなかったがゆえに、県内すべての市町区の選挙管理委員会より有効署名数の認定を受け、また、県知事名での条例制定請求代表者証明書、受理通知書の交付を受けてきたものです。